

審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名 : 大規模地震対策特別措置法施行規則
根 拠 条 項 : 第6条の4第1項
処 分 の 概 要 : 標章及び証明書の再交付
原権者(委任先) : 宮城県公安委員会
法 令 の 定 め : 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の4第2項
審 査 基 準 : 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊又は警察署交通課
問 合 せ 先 : 警察本部交通規制課(電話022-221-7171)又は警察署交通課
備 考 : 標章及び証明書の再交付については、知事もすることができる。